



愛媛県報

発行 愛媛県

平成27年12月4日金曜日 第2730号

◇ 目 次 ◇

瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....(東予地方局環境保全課)...1166
 土地改良区の定款変更の認可.....(東予地方局農村整備課)...1168
 道路の区域変更(県道今治波方港線).....(東予地方局今治土木事務所)...1169
 道路の供用開始(").....(")...1169
 道路の区域変更(県道松山東部環状線).....(中予地方局管理課)...1169
 道路の区域変更(県道久米垣生線).....(")...1169
 道路の供用開始(一般国道494号).....(")...1169
 道路の供用開始(県道三坂松山線).....(")...1170
 道路の供用開始(県道湯谷口川内線).....(")...1170
 道路の供用開始(県道長浜保内線).....(南予地方局大洲土木事務所)...1170

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告.....(男女参画・県民協働課)...1171

雑 報

愛媛県個人情報保護条例第27条第1項の規定による口頭による開示請求をすることができる個人情報の一部改正(2件).....(保健福祉課)...1171

告 示

○愛媛県告示第1409号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成27年12月4日

愛媛県西条保健所長 武 方 誠 二

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

住友金属鉱山株式会社
東京都港区新橋五丁目11番3号
代表取締役 中里 佳明

2 事業場の名称及び所在地

住友金属鉱山株式会社磯浦工場
新居浜市磯浦町17番3号

3 特定施設に関する事項

(1) 電池研究所 フィルタープレスNo.6

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号。以下「政令」という。)別表第1第27号イ ろ過施設
特定施設の能力	ろ過面積29.7平方メートル
工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	着工後2か月後
使用開始の予定年月日	完成の翌日
特定施設の使用時間間隔	間 欠、8時から17時

特定施設の1日当たりの使用時間	9時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 11~12 最大 11~12
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 7.7 最大 14.0
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 50 最大 100
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 9.200 最大 11.000
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.6 最大 1.6
		通常 6 最大 12

備考 汚水等は、アンモニア回収施設にて処理する。

(2) 電池研究所 除害塔No.3

特定施設の種類	政令別表第1第27号ヌ 廃ガス洗浄施設
特定施設の能力	1分当たり50ノルマル立方メートル処理
工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	着工後2か月後

使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	間 欠、8時から17時	
特定施設の1日当たりの使用時間	9時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 2~5 最大 2~5
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.0 最大 1.0
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 50 最大 100
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 9,200 最大 11,000
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.5 最大 1.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 0.5 最大 1	

備考 汚水等は、アンモニア回収施設にて処理する。

(3) 電池研究所 冷却塔No.1

特定施設の種 類	政令別表第1第27号ル 湿式集じん施設	
特定施設の能 力	1分当たり40ノルマル立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着工後2か月後	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	間 欠、8時から17時	
特定施設の1日当たりの使用時間	9時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7~9 最大 10~12
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2 最大 2
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10未満 最大 50
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 5

りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1未満 最大 1
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 0.5 最大 1

備考 汚水等は、アンモニア回収施設にて処理する。

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) No.1 汚水処理施設

設 置 年 月 日	平成13年5月15日		
処 理 施 設 の 種 類	物理化学的処理		
処 理 施 設 の 型 式	中和及び凝集沈殿		
処 理 施 設 の 構 造	ステンレス製及び合成樹脂製等		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦 69メートル 横 55メートル 高さ 8メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり4,800立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	中和及び凝集沈殿		
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続		
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間		
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	な し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 1~12 最大 1~12	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 6.4 最大 9.6	通常 6.4 最大 9.6
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 70 最大 100	通常 20 最大 30
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 14.3 最大 19.8	通常 14.3 最大 19.8
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.31 最大 1.00	通常 0.31 最大 1.00
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 4,080 最大 4,800	通常 4,080 最大 4,800	

(2) No.4 汚水処理施設

設 置 年 月 日	平成13年5月15日		
処 理 施 設 の 種 類	物理化学的処理		
処 理 施 設 の 型 式	蒸留濃縮、酸化及び電気分解		

処理施設の構造	ステンレス製及び合成樹脂製等		
処理施設の主要寸法	縦 26メートル 横 15メートル 高さ 5メートル 縦 32メートル 横 25メートル 高さ 14メートル		
処理施設の能力	1日当たり1,550立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	蒸留濃縮、酸化及び電気分解		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし		
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5~11 最大 5~11	通常 9~12 最大 9~12
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 7,500 最大 9,000	通常 16 最大 50
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 7 最大 10	通常 7 最大 10
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5,400 最大 6,480	通常 30 最大 37
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.2 最大 1.0	通常 0.2 最大 1.0
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 256 最大 305	通常 236 最大 288	

備考 汚水等は、No.1 汚水処理施設にて処理する。

(3) アンモニア回収施設

設置年月日	平成13年5月15日
処理施設の種別	物理化学的処理
処理施設の型式	pH調整及び蒸留
処理施設の構造	ステンレス製及び合成樹脂製等
処理施設の主要寸法	縦 44メートル 横 46メートル 高さ 21メートル
処理施設の能力	1日当たり1,680立方メートル処理
汚水等の処理の方式	pH調整及び蒸留
処理施設の使用時間間隔	連続
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし

処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 11~12 最大 11~12	通常 11~12 最大 11~12
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 7.7 最大 14.0	通常 7.7 最大 14.0
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 50 最大 100	通常 23 最大 50
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 9,200 最大 11,000	通常 11.6 最大 33.0
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.6 最大 1.6	通常 0.6 最大 1.6
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 1,430 最大 1,680	通常 1,430 最大 1,680	

備考 汚水等は、No.1 汚水処理施設にて処理する。

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

No.1 工場排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 4.5 最大 6.5
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 12 最大 15
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 9.4 最大 11.1
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.25 最大 1.00
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 6,620 最大 7,800	

備考 この他に、雨水排水口が2箇所ある。

○愛媛県告示第1410号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、西条市橘土地改良区の定款の変更を認可した。

平成27年12月4日

愛媛県東予地方局長 渡瀬賢治

○愛媛県告示第1411号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年12月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	今治波方港線	今治市杣田字高田乙664番から 同市杣田字窪甲127番2まで	旧	メートル 6.6～10.7	キロメートル 0.212	
		今治市杣田字高田乙665番3から 同市杣田字土井崎甲26番7まで	新	16.5～37.2	0.212	

○愛媛県告示第1412号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年12月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	今治波方港線	今治市杣田字高田乙665番3から 同市杣田字土井崎甲26番7まで	平成27年12月4日

○愛媛県告示第1413号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年12月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	松山東部環状線	松山市高井町1088番1から 同町1061番2まで	旧	メートル 8.1～36.1	キロメートル 0.241	
			新	14.5～40.3	0.241	

○愛媛県告示第1414号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年12月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	久米垣生線	松山市越智二丁目126番1から 同市越智二丁目170番5まで	旧	メートル 2.5～5.3	キロメートル 0.118	
			新	4.6～8.9	0.118	

○愛媛県告示第1415号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年12月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	494号	東温市河之内字三本松乙1636番150地先から 同字乙1636番203地先まで	平成27年12月4日
"	"	東温市河之内字三本松乙1636番200地先から 同市河之内字割石東山乙1624番7地先まで	"
"	"	東温市河之内字割石東山乙1624番7地先	"
"	"	東温市河之内字割石東山乙1624番3地先	"

○愛媛県告示第1416号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年12月4日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県道	三坂松山線	松山市窪野町甲2115番4から 同町甲2089番2まで	平成27年12月4日
"	"	松山市窪野町甲2067番2地先から 同町甲2074番1地先まで	"
"	"	松山市窪野町乙430番2	"

○愛媛県告示第1417号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年12月4日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県道	湯谷口川内線	東温市松瀬川字三軒屋1393番地先から 同字1397番1地先まで	平成27年12月4日

○愛媛県告示第1418号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年12月4日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県道	長浜保内線	大洲市豊茂丙101番35	平成27年12月4日

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年12月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成27年11月24日	特定非営利活動法人 えひめ・地域教育サポートの会	森 章	松山市平井町1426番地2	この法人は児童・生徒並びにその保護者に対して、学習及びその環境等の健全な育成のための援助事業を行い、地域及び各家庭における21世紀のあるべき子育てシステムの構築に寄与することを目的とする。

雑 報

○公 告

愛媛県立医療技術大学入学試験に係る愛媛県個人情報保護条例第27条第1項の規定による口頭による開示請求をすることができる個人情報（平成22年4月1日公立大学法人愛媛県立医療技術大学公告）の一部を次のように改正し、公告の日から施行する。

平成27年12月4日

公立大学法人愛媛県立医療技術大学
理事長 橋 本 公 二

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第29条第1項の規定により、口頭による開示請求をすることができる個人情報を次のとおり定め、公示の日から施行する。	愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第27条第1項の規定により、口頭による開示請求をすることができる個人情報を次のとおり定め、公示の日から施行する。

○公 告

公立大学法人愛媛県立医療技術大学職員採用試験に係る愛媛県個人情報保護条例第27条第1項の規定による口頭による開示請求をすることができる個人情報（平成24年7月6日公立大学法人愛媛県立医療技術大学公告）の一部を次のように改正し、公告の日から施行する。

平成27年12月4日

公立大学法人愛媛県立医療技術大学
理事長 橋 本 公 二

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第29条第1項の規定により、口頭による開示請求をすることができる個人情報を次のとおり定めた。	愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第27条第1項の規定により、口頭による開示請求をすることができる個人情報を次のとおり定めた。